前回では、「一般贈与(暦年課税)」についてお話ししました。

毎年1月1日から12月31日までに贈与した財産に対して相続税が課税されるものです。

ただし、受贈者(もらう人) 一人に対し 110 万円までの非課税枠があり、贈与財産が 110 万円以下であれば、 税務署に申告不要というところまでは説明させていただきました。

今回の説明の前に、一つ補足をさせてください。

この一般贈与をした後の話ですが、その贈与者(あげた人)が死亡したとします(被相続人)。

受贈者が相続人となる場合には、相続開始前の3年間に被相続人から贈与で取得した財産は、相続税の課税対象となります。

たとえ、贈与税の非課税枠 110 万円であったとしても、課税対象となってしまうのです。

したがって、子供への贈与は早いうちから始めるべきでしょう。

また、子供の配偶者や孫は相続人にならないので、それらの人に贈与した財産は、相続税の課税対象外となります。 したがって、贈与する相手も子供以外に広げておくという方法もあります。

さて、一般贈与(暦年贈与)は、計画的にコツコツ行えば、子供の贈与税負担を抑えながら、

親の財産を減らすことができ、節税効果も大きい方法です。

ただし、年間 110 万円という非課税枠の小ささや贈与税率が高いため、

「思い切った金額をあげることができない」という声も多かったようです。

そこで、2003年1月から「相続時精算課税制度」が創設されました。

簡単に言うと、「親が相続で残す財産のうち、生前に渡しておく 2500 万円までは、贈与税を非課税としますよ」 という制度なのです。

もう少し細かく見てゆきましょう。

## ②相続時精算課税制度

この「相続時精算課税制度」は、

前述のとおり贈与税の非課税枠である 2500 万円までは、贈与税を払う必要はありませんが、

その代わりに相続が発生した時に、その贈与財産と相続時の相続財産とを合算して相続税を計算することとなり ます。

この制度は贈与税が節税できますが、相続税の節税効果は薄くなります。

したがって、将来の相続税納税の心配があまり無く、子供が住宅等の大きい買い物をする際の支援に効果的です。

また、相続時精算課税制度を適用した財産で、相続時に相続財産に合算される金額は、

相続時点に価値が上がっていても、逆に下がっていても、相続税は変わりません。

つまり、贈与財産の評価は贈与時の時価で固定されますから、

公開予定の株式や低評価の賃貸物件など多額の収益を生む資産について、

タイミングを見計らって贈与すると非常に有利です。

この制度を受けるための贈与者と受贈者の関係ですが、

贈与のあった年の1月1日現在で親が65歳以上、子供が20歳以上でなければなりません。

その子供が死亡している場合には、孫が20歳以上でなければなりません。

(この年齢要件は、平成27年1月1日以後の贈与から、65歳以上を60歳以上に引き下げられ、子供が死亡していなくても、20歳以上の孫にも適用されることになりました。)

税務署への手続きは多少面倒で、

非課税で贈与してもらえます。

一般贈与と異なり、非課税の枠内であっても、子供が税務署に申告をしなくてはいけません。

また、贈与を受ける年ごとに申告が必要となります。

さらに、一度「相続時精算課税制度」を選ぶと、一般贈与ができなくなるというデメリットがあります。

(110万円の非課税枠が使えなくなります。)

この精算課税の最大のメリットは、特別控除枠が贈与者(あげる人)ごとに使えるため、

子供は両親それぞれから 2500 万円ずつ(平成 27 年 1 月 1 日の贈与から祖父母からも 2500 万円ずつ)、

現行で最大 5000 万円 (改正後で最大 1 億 5000 万円) の生前贈与を特別控除枠内で受けられることになります。

さらに、この非課税枠を超えた場合には、超過累進課税(前回の税額表を参照ください)を適用せずに、

一律20%の税率で納税することとなります。

例えば、父親一人から子供に 4000 万円を贈与し、相続時精算課税制度を選択したとします。

贈与税は、(4000万円-2500万円)×20%=300万円となり、

300万円を国に贈与税を納付することになります。

そして、父親の相続では、子供に贈与した 4000 万円は相続財産に含み相続税の計算をします。

先に納付した贈与税 300 万円は、その相続税から差し引いて精算されます。

この相続時精算課税制度は、親や子の事情などで適用判断を慎重にしなければいけませんが、

贈与税の負担を抑えつつ、一度に多額の贈与ができるため、

子供の財産形成や将来の相続税の納税準備資金の確保という面から、利用価値があると考えられます。